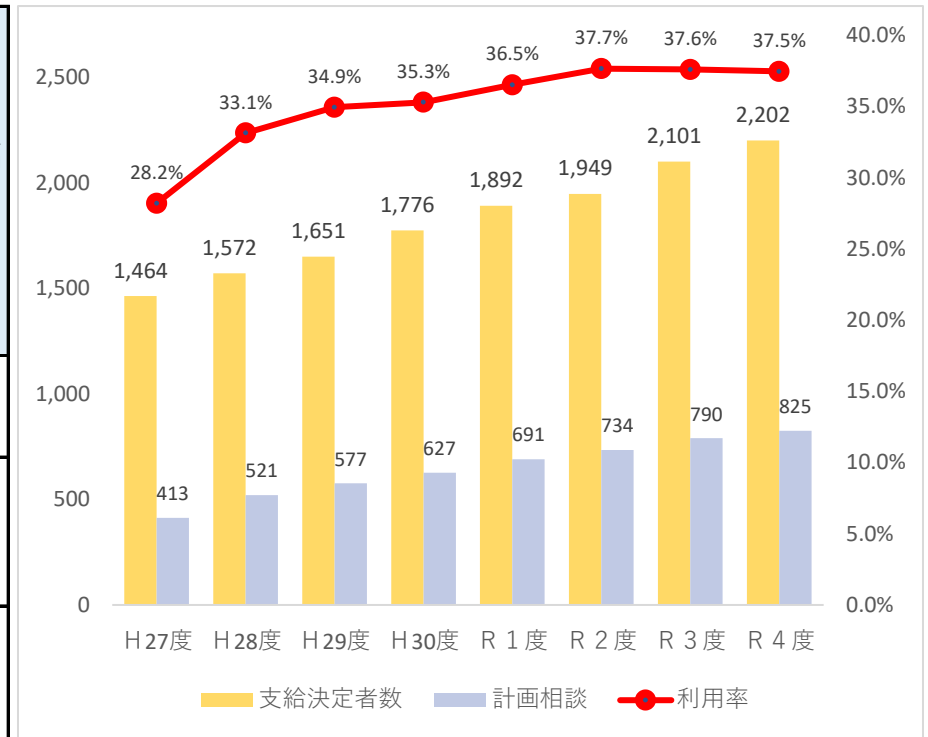


計画相談支援の推計、利用率等の目標値シミュレーション表

資料5

年度	計画相談支給決定者数	支給決定者数(18歳以上)	特定相談利用率目標	支給決定者数(18歳以上)×特定相談利用率目標	必要相談支援専門員常勤換算数(100%想定)	目標達成必要相談支援専門員常勤換算数	現状の相談支援専門員数	障害福祉計画
令和4年度	825	2202	37.5%	826	52	19	20.8	第6期
令和5年度	920	2298	39%	896	54	21	-	
令和6年度	980	2403	40%	961	56	23	-	第7期
令和7年度	1040	2508	45%	1129	59	26	-	
令和8年度	1099	2613	50%	1307	61	31	-	
令和9年度	1159	2718	54%	1468	64	34	-	第8期
令和10年度	1219	2823	57%	1609	66	38	-	
令和11年度	1278	2928	60%	1757	69	41	-	

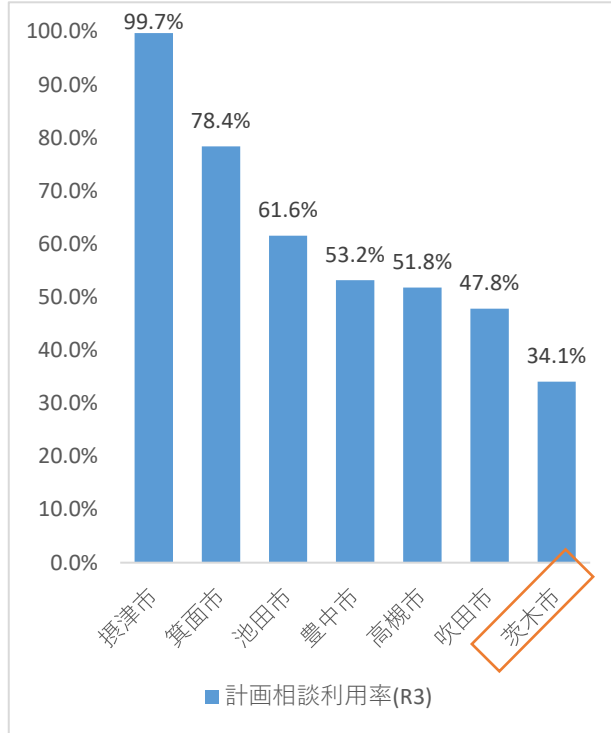


- ※1 計画相談支給決定者数、支給決定者数は、平成27年度～令和4年度までの実績から回帰式を算出し、試算。
- ※2 R4度実態調査により、常勤換算1あたり支援できる利用者数の上限は60とし、実際は押しなべて60の利用者支援は困難と考えられるため90%の54で試算
- ※3 同調査より、茨木市の18歳以上に対するの支援が行われているのは79%であった。そのため、相談支援専門員常勤換算1名あたり※1に0.79を乗じた42.2人を支援できる利用者の数として試算
- ※4 茨木市の支給決定データより月平均モニタリング回数=0.3(年3.6回)で試算
- ※5 令和4年度は実績値
- ※6 特定相談利用率目標は、障害福祉計画第8期・障害者施策に関する第5次長期計画完了時、令和3年度北摂7市の平均値を参考として設定

## 計画相談利用率 北摂7市の状況

### 障害者

自治体名	計画相談 利用率 (R3)
摂津市	99.7%
箕面市	78.4%
池田市	61.6%
豊中市	53.2%
高槻市	51.8%
吹田市	47.8%
茨木市	34.1%

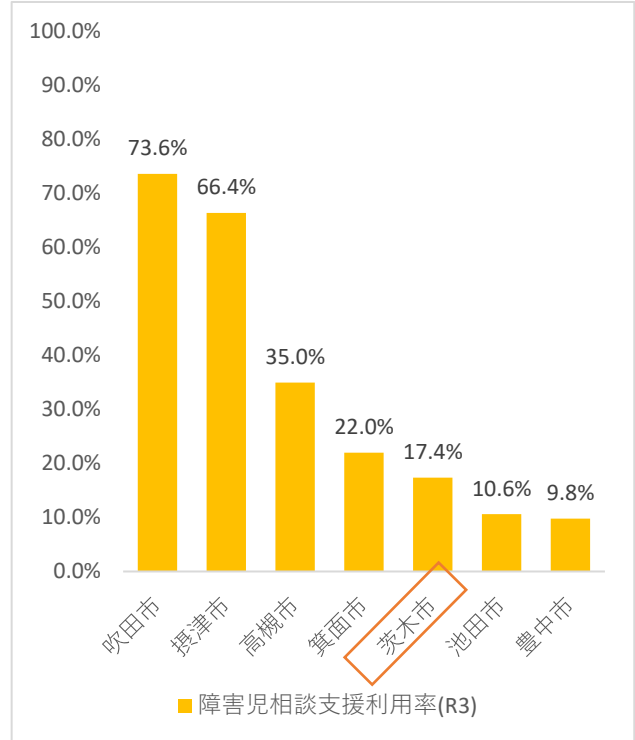


### 計画相談利用率平均

7市平均	61%
北摂平均	65%

### 障害児

自治体名	障害児相 談支援利 用率(R3)
吹田市	73.6%
摂津市	66.4%
高槻市	35.0%
箕面市	22.0%
茨木市	17.4%
池田市	10.6%
豊中市	9.8%



### 障害児相談支援利用率平均

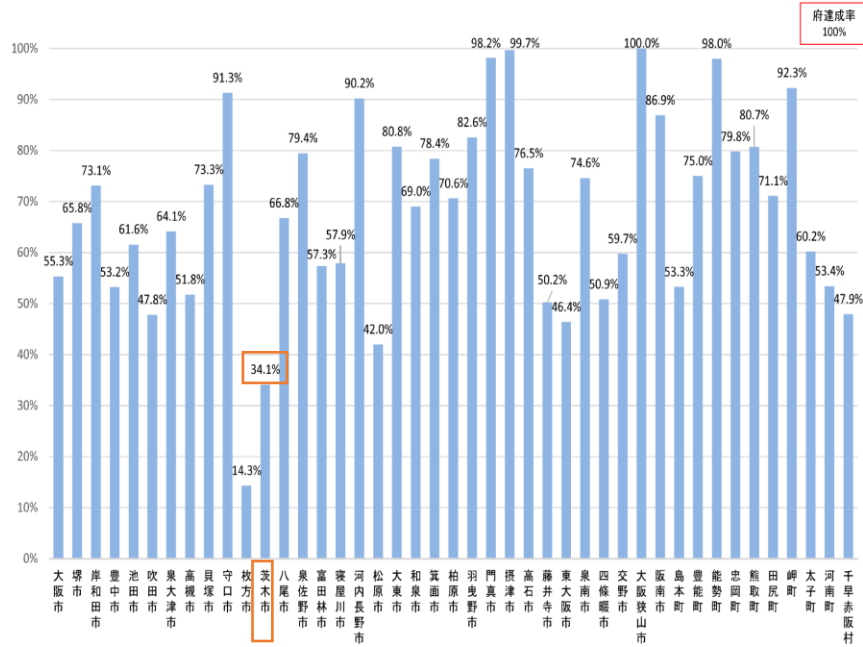
7市平均	33.5%
北摂平均	42.1%

※大阪府調べの数値については数値の抽出時期、算出方法の相違等により、本市が自立支援協議会で示している数値と相違があります

参考 令和4年度末分 大阪府調べ

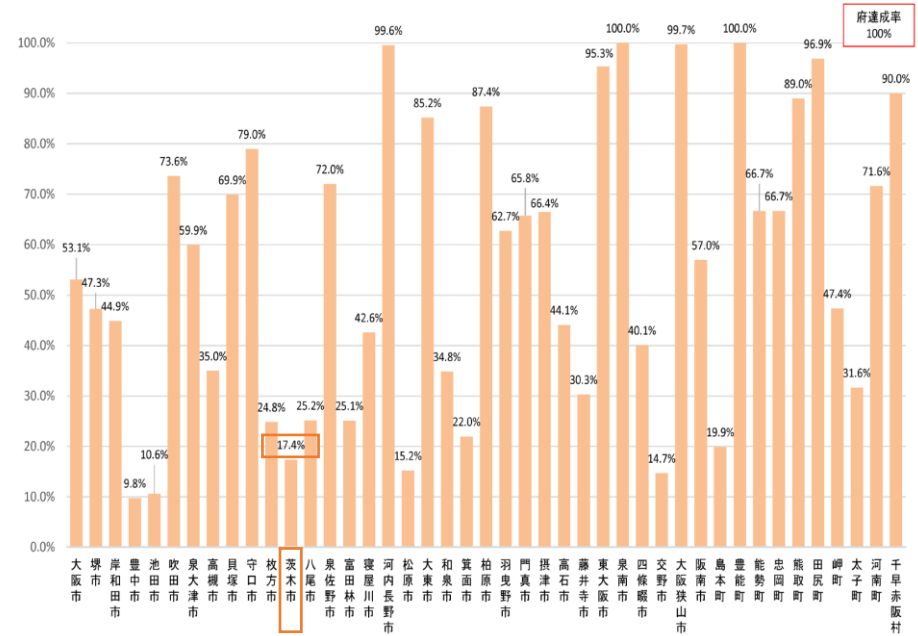
【障害者総合支援法分】市町村別計画作成達成率(R4.3月末現在)

※障がい福祉サービスと障がい児通所支援の両方を利用している場合は、障害者総合支援法分・児童福祉法分それぞれに計上。



【児童福祉法分】市町村別計画作成達成率(R4.3月末現在)

※障がい福祉サービスと障がい児通所支援の両方を利用している場合は、障害者総合支援法分・児童福祉法分それぞれに計上。



## 相談支援専門員配置状況調査集計

### 調査概要

- ・調査実施者  
茨木市（福祉総合相談課、障害福祉課、子育て支援課）
- ・課題  
茨木市における計画相談利用率（18歳以上）の低さ（北摂最下位、府内最下位の次位）  
（茨木市34.1%、【参考】北摂7市3町65%：令和4年3月末現在 大阪府調査より）
- ・調査目的  
茨木市における必要な相談支援専門員数の目標値設定
- ・調査対象、方法等  
茨木市内の特定相談支援事業所（16か所） 電子フォームによるアンケート
- ・調査時期、回答率  
令和4年9月 回答率100%
- ・調査内容  
人員配置、対象者数（実態、適当と考えられる数、上限と考えられる数）など

表1 事業所ごとの契約者数

	契約者総数	障害者(市内)	障害児(市内)	他自治体者・児	障害者(市内)割合
合計	1117	693	174	250	62.0%
平均	69.8	43.3	10.9	15.6	71.1%
中央値	<b>67</b>	<b>42</b>	<b>8</b>	<b>2</b>	<b>79.1%</b>
標準偏差	38.2	16.4	12.9	29.3	0.2

※分散・標準偏差が大きくばらつきが大きいため、代表値は平均値が適切

表2 事業所ごとの相談支援専門員配置数

	専従	兼務	実人数	常勤換算数	実人数(利用者0除く)	常勤換算数(利用者0除く)
合計	6	27	33	<b>20.8</b>	<b>29</b>	<b>18.7</b>
平均	<b>0.4</b>	<b>1.7</b>	<b>2.1</b>	<b>0.63</b>		
中央値	0	2	2	0.5		
標準偏差	0.50	0.87	0.77	0.26		

※分散・標準偏差が小さくばらつきが小さいため、代表値は平均値が適切

※専従の相談支援専門員は18%程度。82%の相談支援専門員は他の業務と兼務

表3 相談支援専門員1名当たりの対象者数

	障害者数 (茨木)	障害児数 (茨木 市)	他自治体 者・児	契約者総 数	障害者数 (茨木) 割合	障害児数 (茨木 市) 割合	他自治体 者・児割 合
合計	693	174	250	1117	—	—	—
平均	23.9	6.0	8.6	38.5	<b>74.7%</b>	<b>14.5%</b>	<b>10.8%</b>
中央値	<b>23</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>30</b>	79.1%	9.6%	0.0%
標準偏差	17.55	7.74	22.79	37.00			

※常勤換算1人あたりではなく、実人数1人あたり

※平均値、中央値、分散、標準偏差は、契約者が0の相談員は含めず。

「利用者のいる相談支援専門員」の統計量

※分散・標準偏差が大きくばらつきが大きいため、代表値は中央値が適切

表4 相談支援専門員の考える、常勤換算1あたりに担当できる対象者数

	上限数	適当数	上限数月当 たり請求数 換算(×0.3)	適当数月当 たり請求数 換算(×0.3)
平均	59	42	17.7	12.5
中央値	60	40	18.0	12.0
標準偏差	23.6	12.8		

【参考】月平均モニタリング回数=0.3(年3.6回) ※茨木市の支給決定データより

表5 常勤換算1あたりに担当できる対象者数の実態

常勤換算1あたり	常勤換算1あ たり(利用者 0除く)	月当たり請 求数換算 (×0.3)
53.7	59.7	17.9

※利用者0の相談支援専門員除く

表6 【参考】採算ラインを考慮した場合の常勤換算1当たりの契約数

月当たり請 求数換算 (×0.3)	常勤換算1 あたり利用 者数
20	67
25	83
30	100
35	117
39	130

【参考】月平均モニタリング回数=0.3(年3.6回) ※茨木市の支給決定データより

図1 【参考】相談支援専門員の担当できる利用者数の範囲 (表3～6の図化)

